



修郎先生の事件簿2

小池雄一氏

～就労ビザ専門会社の現場から～

佐生修郎(さしゅう・しゅうろう)は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。その幅広い知識と長年の現場経験、それに深い洞察に基づきさまざまなアドバイスをを行い、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「真面目に不真面目」。

大谷翔平 大変だ、大変だ、新規赴任の吉田君がレバラン明けに入国して、入国日当日から就労を始めて結果をドンドン出しているのだ。やる気満々過ぎて大丈夫かなあ。

佐生修郎 正尚君は即戦力の実力があるからね。

大谷 許可書類の関係を心配しているけど、入国日即日に就労はできるの？

佐生 正規に就労可能だ。労働省からは入国前に先に就労許可証が「発行」されている。その就労許可証は、312就労ビザで入国したその時点で「発効」する仕組みになっている。

大谷 だから、吉田君は入国日当日に機械操作も、正式な署名もできる。

佐生 ところで、正尚君の入国時、空港入国審査カウンターのウインターはどんなステッカーがパスポートに貼られたのだい？

大谷 「STAY PERMIT & RETURN E・ENTRANCE」と記載のあるステッカーだった。

佐生 それなら安心だ。3日も待たずに滞在許可証

「ITAS ELEKTRONIK(A4紙)」がイミグレ総局からメールで送られて

来るよ。

大谷 翻って、間違ったステッカー「ENTRY PERMIT」を貼られると厄介だと聞いたよ。

佐生 それでも「ITAS ELEKTRONIK」が送られさえすれば大丈夫。それが正規の滞在許可証として活かしているからね。でも、3日経っても送られてこない場合、トラブルと見做した方がよいな。

大谷 その場合は、地域イミグレ局にITASの再申請処理「PELAPORAN ITAS」をするのだね。その際は地域イミグレ局へ出頭する手間がかか

新規赴任、これをおさえろ！

TAASI ALAMAT」をすること。

大谷 居住アパートの決定が後ろズレした場合、暫定的に会社住所で申請登録をしている場合が多いからね。

佐生 その次に駐在員本人が自分自身の就労許可証を一度見ておく機会を設ける事をお勧めする。

大谷 その見る時のポイントを教えてください。

佐生 就労許可証を見るポイントは2つ。
(1) ポジション名「JOB POSITION」、このポジションの任務範囲でのみ就労可能。
(2) 就労場所「LOKASI KERJA」、記載されている場所でのみ就労可能。

大谷 実現場での実態はどうであれ、規定上は、記載の範囲内ではしか就労できない旨認識しておく必要がある、ということだね。

佐生 就労許可の他にも、取締役以外のポジション、つまりマネージャーやアドバイザー、エンジニアの場合にはもうひとつ注意が必要なものがある。

大谷 「TKIPENDANPING DOCUMENT」。スキル移行先のインドネシア人指名書のことだね。

佐生 その通り。駐在員がインドネシア人社員の誰にどのようなスキルを移行するのかが、その紐付けと実施計画が記された書類だ。

大谷 もしもイミグレ当局の監査員が立入検査に入ってスキル移行先の相手を探ってきた時、駐在員がその相手の名前を即答できるだけでパニックにならず余裕ができて、もっともらしく受け答えできるかもね。

佐生 滞在許可と就労許可が主要な許可証ではあるけど、入国後2〜4週間後にはサポートイングドキュ

メントが揃って来るから、それも新規赴任者は知っておくと良いよ。

大谷 「STM」警察署への届出と「SKTT」地域住民管理署への登録だね。

佐生 特にSKTTは、顔写真付きだから身分証明書として使える。

大谷 あまり駐在員自身に多くの書類を持たせたくないなあ。紛失のリスクがあるし。

佐生 そうだね。一部の企業では、駐在員本人には「ITAS ELEKTRONIK」だけを携帯させて、あとは会社保管にしておくよ。ITAS ELEKTRONIKはpdfファイルで送られてくるから、何度でも印刷できるからね。昔はKITASを洗濯機で洗ってしまい、よく再発行手続きをしていたものだが、時代は便利に……なのかな？

こいけ・ゆういち FPCインドネシア代表取締役。89年学習院大卒、日本アイ・ピー・エム入社。フジスタップへ転職後インドネシアでの事業開発を手掛ける。帰国後に独立。「夢ある街のたいやき屋さん」FC経営を経て、12年8月より現職。栃木県生まれ。56歳。

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。

佐生修郎 心得の条

一 就労許可証は事前に「発行」され、312就労ビザで入国した時点で「発効」となる。だから入国後すぐに正規就労開始可能。頑張れ。

二 新規赴任者は一度自分自身の就労許可証を見しておくこと肝要。その際はポジション名、就労場所をチェックしておくこと。また、スキル移行先のインドネシア人が誰なのかも知っておくこと。

X X

「修郎先生の事件簿2」は、原則、毎月第1水曜日に掲載します。